

お知らせ

た時は①外出を控える。②野外での激しい運動を控える。③自動車の使用を避ける。などの方法で健康に気をつけましょう。

母子家庭等土日電話相談事業の実施

この事業は、母子家庭などに対する相談体制の充実を図るため、土日祝日に電話相談員を配置し相談に応じるものです。

実施機関◆(一財)広島県ひとり親家庭等福祉連合会 広島市中区富士見町11番6号

相談日時◆土・日・祝日 10時～17時

「走り出せ、性別のハードルを越えて、今」

6月23日～29日は男女共同参画週間です。

男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分か合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できることができる男女共同参画社会の実現

6月は『食育月間』です

保健センター 823-4418 823-0020

6月は、家庭、学校、地域、職場など社会全体で、食育推進に取り組んでいただくために設けられた、食育の強化月間です。できることから始めよう！

『朝ごはんを食べよう』

朝ごはんには眠っている間に低下した体温を上げて、休んでいた脳や体を目覚めさせる効果があります。そのため、朝ごはんは脳のエネルギー源であるブドウ糖をはじめとするいろいろな栄養素を補給する必要があります。

ごはんやパンなどの「主食」＋卵や野菜などの「おかず」をきちんと食べましょう。

平成30年度慰霊巡拝の実施について

社会福祉課 823-9227 823-9627

厚生労働省では、政府派遣団の一員として、慰霊巡拝に参加する遺族代表を募集しています。慰霊巡拝戦域◆硫黄島、ミヤンマー、フィリピン等13地域 実施予定時期◆8月から来年2月まで 遺族代表の選考基準◆ ・慰霊参拝を行う戦域における戦没者の遺族であること

向けては、行政だけでなく、皆さんひとりひとりの取り組みが必要です。私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

児童手当受給者の皆さんへ、現況届の提出をお忘れなく

児童手当を受給中の人は、6月中に「現況届」を提出しなければなりません。毎年6月1日における状況を記載し、引き続き児童手当を受ける要件があるかを確認します。

現況届の提出がないと、6月以降の手当が受けられませんので、必ず提出してください。 提出方法◆郵送 受付期間◆6月1日～30日(土・日曜日、祝日を除く)

6月は児童手当の支給月です。通知はしませんので、通帳記帳などにより確認してください。

振込日◆6月8日(金) 支給内容◆2～5月分

2020年、受動喫煙のない社会をめざして、この煙から子ども達を守ろう

保健センター 823-4418 823-0020

禁煙外来をご存知ですか？

平成18年4月から、条件を満たした場合に保険適用の禁煙治療が受けられるようになりました。治療薬としてはチャンピックス(飲み薬)とニコチネル(貼り薬)があり、治療にかかる費用は、3割負担の場合、1万3千円から2万円程度です。 保険診療で治療できる町内医療機関については、保健センターまで問い合せてください。

マダニの感染症「重症熱性血小板減少症(SFTS)」に注意しましょう！

保健センター 823-4418 823-0020

重症熱性血小板減少症(SFTS)とは、SFTSウイルスに感染することにより引き起こされる病気です。 主な症状は発熱と嘔吐、下痢です。

多くの場合、ウイルスを保有しているマダニに咬まれることにより感染します。 そのため、マダニに咬まれないようにすることが重要です。

①屋外の作業時は長袖、長ズボンを着用し、肌の露出を少なくしましょう。 帽子・手袋を着用し、首にタオルを巻く、長靴を履くことも効果があります。

②屋外活動後は体や衣服をはたき、マダニにさされていないか確認しましょう。

送をお願いします。

所得のある人(給与・アルバイト収入が年間65万円を超える人)は、次のものを持って税務課窓口で申告をお願いします。

◆印鑑

◆平成29年中の収入額が分かるもの(源泉徴収票など)

◆社会保険料控除や生命保険料控除を受ける場合は、その控除証明書

◆個人番号確認書類(マイナンバーカード、通知カードなど)と身元確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など) 申告がない場合は、保険税の軽減対象になる世帯でも軽減されず、保険税が高いままとなる場合があります。また、医療費を多く支払ったときに支給される高額療養費についても、上位所得者と判定され支給額が大幅に減少する場合がありますので、必ず申告をお願いします。

個人住民税(町・県民税)は特別徴収で納めましょう

税務課 収税対策室 823-9226 823-9627

県と県内すべての市町では、個人住民税特別徴収の適正実施に取り組んできましたが、平成32年度から原則すべての事業主の人を対象に特別徴収(給与からの天引き)を徹底します。

③すぐに入浴して体をよく洗い、着ていた衣服は洗濯しましょう。

平成30年度 高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種について

保健センター 823-4418 823-0020

対象年齢の人には、案内文・予診票・予防接種券を郵送しています。

転入などで、まだ案内が届いていない人は知らせてください。 接種に関する詳細は送付された案内文を確認してください。 今年度の対象は以下の年齢の人です。

対象者	生年月日
65歳となる人	昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生
70歳となる人	昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生
75歳となる人	昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生
80歳となる人	昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生
85歳となる人	昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生
90歳となる人	昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生
95歳となる人	大正12年4月2日生～大正13年4月1日生
100歳となる人	大正7年4月2日生～大正8年4月1日生

◆特例 60歳～65歳未満で心臓、腎臓、

【特別徴収とは】

事業主が所得税の源泉徴収と同じように、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引いて、従業員に代わって町へ納入する制度です。

事業主は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、原則すべての従業員※について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

※従業員には、パート・アルバイト・短期雇用者・非常勤職員・役員などを含みます。 事業主には所得税のように税額計算や年末調整をする手間がかかるかもしれません。町が税額計算を行い、従業員ごとの税額をあらかじめ事業主に通知します。

【従業員のメリット】

・わざわざ金融機関に向いて納税する手間が省け、納付を忘れて延滞金がかかる心配がありません。

・特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収(個人での納付は年4回)に比べて1回あたりの負担額が少なくて済みます。

海田町議会の開会

議会事務局 823-9218 823-9627 (FAX兼用)

6月の定例議会は、5日(火)9時から議場(役場3階)で開会予定です。

呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人も対象となります。(案内は郵送しています)ので保健センターまで連絡してください

自己負担額◆3000円(減免制度あり)

実施期間◆来年3月31日まで この期間に接種しなかった場合は、定期予防接種の対象となりません。

◆対象年齢の人へ案内を郵送していますが、過去に一度でも肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌ワクチン)を接種したことがある人は定期接種の対象となりませんのでご了承ください。(過去に町の助成制度により接種した人には送付していません)

◆定期接種対象外の人は、任意接種として受けることが可能です。そのうち75歳以上の人は町の一部助成が受けられる場合があります。詳しくは保健センターまで問い合せてください。



大切な「未来」への情報「ねんきん定期便」をお届けしています

ねんきん定期便専用ダイヤル 0570-058-555(ナビ) 03-6700-1144(一般)

日本年金機構では、国民年金・厚生年金保険に加入している人に「ねんきん定期便」を送付しています。

年金加入者の皆さん一人ひとりに対して、年金保険料の納付実績や年金の見込み額など、年金に関する情報を分かりやすく定期的にお知らせして、保険料負担と年金給付の関係を実感してもらうためのものです。

送付月は、毎年誕生日です。35歳・45歳・59歳の人には封書で送付し、その他の人にはハガキで送付します。

「ねんきん定期便」について分からないことや疑問点がある場合は、ねんきん定期便専用ダイヤルへ相談してください。

図書館の一部利用制限

図書館 823-33215 824-33315

図書館では、6月はじめから空調設備の改修工事を行う予定です。

工事期間中は次の場所を利用することができなくなります。 図書館ご利用の皆さまにはご迷惑をおかけしますがご理解と